~2023年3月31日

2023年4月1日~

▲Universal Oneサービス契約約款(第2編)

(平成23年BNSネサ第100017号)

実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款(第2編)

(平成23年BNSネサ第100017号) 実施 平成23年5月10日

料金表

通則

(IP伝送サービスの区分等)

- 18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。
- (1) VPNサービス
 - ウ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目 VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。 (ア) アクセスタイプ1に係るもの

F 利用できる通信プロトコルの細目

細目	内 容
IPv4プロトコル	IPv4プロトコルによる通信を行うもの
<u>デュアルプロトコル</u>	<u>IPv4プロトコル及びIPv6プロトコルによる通信を</u>
	<u>行うもの</u>

備考

- 1 当社は、利用できる通信プロトコルの細目を、第1種サービス(イーサネットアクセス(加入者回線に係るものに限ります。)に係るものに限ります。) 及び第2種サービス(イーサネットアクセスに係るものに限ります。)に係る VPN契約者に限り提供します。
- 2 備考1の規定にかかわらず、イーサネットアクセス(登録タイプ2に係るものに限ります。)については、IPv4プロトコルに限り提供します。
- 3 IPv6プロトコルによる通信は、通信の相手先がVPN契約者(デュアル プロトコルに係る者に限ります。)である場合に限り行うことができます。

(サービス品質 (開通遅延期間) に係る料金の扱い)

22 VPNサービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

料金表通則

(IP伝送サービスの区分等)

- 18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。
- (1) VPNサービス
- ウ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目 VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。 (ア) アクセスタイプ1に係るもの

F 利用できる通信プロトコルの細目

細目	内 容
IPv4プロトコル	IPv4プロトコルによる通信を行うもの

(サービス品質 (開通遅延期間) に係る料金の扱い)

↓ 22 VPNサービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

~2023年3月31日

2023年4月1日~

(1) 当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定によりVPNサービス(アクセス) タイプ1及びアクセスタイプ5に限ります。以下この通則22において同じとします。) に係るVPN契約(VPN契約(アクセスタイプ)に係るものに限ります。)及び臨時 VPN契約を除きます。以下通則27までにおいて同じとします。)の申込みの承諾をし た場合において、当社とそのVPNサービスに係るVPN契約者(臨時VPN契約者 を除きます。以下通則27までにおいて同じとします。)とがそのVPNサービスの提供 の開始を合意した日(以下この通則22において「開通予定日」といいます。)に、VP N契約者の責めによらない理由によりそのVPNサービスの提供を開始できなかった 場合(次のアからキに係る電気通信サービスの提供を開始できなかった場合(デュアル プロトコルに係るVPNサービスの提供の開始を合意した場合であってIPv4プロ トコル又はIPv6プロトコルによる通信のいずれか一方の通信に係るVPNサービ スの提供を開始できなかったときを含みます。)によるものに限ります。)に限り、開 通予定日からVPNサービスの提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算し てその翌日を1日とした日数とします。以下この通則22において「開通遅延日数」とい います。) に応じて、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN開通遅延返還料金額」 といいます。)を返還します。

(サービス品質(故障回復時間)に係る料金の扱い)

- 23 VPNサービスの故障回復時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。
- (1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の 責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部 又は全部が利用できない状態(そのVPN契約に係る電気通信設備による通信に著し い支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度の状態<u>(デュアルプロトコルに係るVPNサービスを利用している場合であってIPv4プロトコル又はIPv</u> 6プロトコルによる通信のいずれか一方の通信に著しい支障が生じ、その通信プロトコルに係るVPNサービスが利用できない状態と同程度の状態となるときを含みます。)となる場合を含みます。以下通則27までにおいて同じとします。)が次のアから キまでに係る区間において生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻(第62条(IP伝送契約者の切分責任)の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN故障返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPN契約者に通知したとき又は第49条(接続休止)の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。この場合において、そのVPN契約に係る料金については、第53条(基本料金の支払義務)第2項第3号の規定(表の1欄、3欄又は4欄に係るものに限ります。)を適用します。

(1) 当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定によりVPNサービス(アクセスタイプ1及びアクセスタイプ5に限ります。以下この通則22において同じとします。)に係るVPN契約(VPN契約(アクセスタイプ7に係るものに限ります。)及び臨時VPN契約を除きます。以下通則27までにおいて同じとします。)の申込みの承諾をした場合において、当社とそのVPNサービスに係るVPN契約者(臨時VPN契約者を除きます。以下通則27までにおいて同じとします。)とがそのVPNサービスの提供の開始を合意した日(以下この通則22において「開通予定日」といいます。)に、VPN契約者の責めによらない理由によりそのVPNサービスの提供を開始できなかった場合(次のアからキに係る電気通信サービスの提供を開始できなかった場合に限ります。)に限り、開通予定日からVPNサービスの提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この通則22において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。

(サービス品質(故障回復時間)に係る料金の扱い)

- 23 VPNサービスの故障回復時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。
- (1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の 責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部 又は全部が利用できない状態(そのVPN契約に係る電気通信設備による通信に著し い支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みま す。以下通則27までにおいて同じとします。)が次のアからキまでに係る区間において 生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態である ことを当社が知った時刻(第62条(IP伝送契約者の切分責任)の規定により、そのV PN契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った 場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して、1時間以上その状態 が連続したときに限り、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN故障返還料金額」と いいます。)を返還します。

ただし、第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPN契約者に通知したとき又は第49条(接続休止)の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。この場合において、そのVPN契約に係る料金については、第53条(基本料金の支払義務)第2項第3号の規定(表の1欄、3欄又は4欄に係るものに限ります。)を適用します。

~2023年3月31日

2023年4月1日~

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1-2 料金額

1-2-2 付加機能使用料(1)(2)以外のもの

(1)	(2)以外の	りもの				
	区	分		単 位	料 金	額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
VPNグ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ループ間	備考					
通信機能	1~3	(略)				
	<u>4 この</u> 材	機能を利用し	TIPv6	プロトコルによ	る通信を行う	うことは
	できませ	<u>せん。</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アプリケ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ーション	備考					
サービス	1~5	(略)				
接続機能	<u>6 この</u> 材	機能を利用し	TIPv6	プロトコルによ	る通信を行う	うことは
	<u>できま</u> t	<u>せん。</u>				
アプリケ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ーション	備考					
サービス	1 ~ 4					
利用機能	<u>5 この</u> 材	機能を利用し	TIPv67	<u>プロトコルによ</u>	る通信を行う	うことは
	<u>できま</u> t	<u>せん。</u>				
フィルタ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リング機	備考					
能	1~4	(略)				
BGP経			TIPv6	プロトコルによ	る通信を行う	うことは
路制御型	<u>できま</u> t		ı	T		
IPアド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
レス制御	備考					
型	1~4					
	5 この機能を利用してIPv6プロトコルによる通信を行うことは					
	できませ	±ん。				

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1-2 料金額

1-2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外のもの

(略)					
(哈)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
備考					
1~3	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
(略)				•	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
備考					
1 ~ 5	(略)				
(=h)	(=h)	(=5)	(=5)	(=5)	/ - 1 -
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
	/ m fr \				
1~4	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
備考					
1~4	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略
備考				•	
1 ~ 4	(略)				
	(略) 備者 1~3 (略) (略) (略) (・略) (・略) (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)	(略) (略) 備考 1~3 (略) (略) (略)	(略) (略) (略) 備考 1~3 (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

~2023年3月31日

2023年4月1日~

第2 通信料金

1 VPN契約に係るもの

1-2 料金額

1-2-1 アクセスタイプ1に係るもの 定額通信料金(基本額)

(3) イーサネットアクセスのもの

ア イ以外のもの

(ア) IPv4プロトコルに係るもの

A 登録タイプ1のもの (略)

B 登録タイプ2のもの (略)

(イ) デュアルプロトコルに係るもの

1のVPN契約ごとに(月額)

	<u>品 目</u>	料 金 額
<u>10Mb/s</u>	<u>ポート速度が0.5Mb/sのもの</u>	47,000円 (51,700円)
	ポート速度が 1 Mb/sのもの	57,000円 (62,700円)
	ポート速度が2Mb/sのもの	70,000円 (77,000円)
	ポート速度が3Mb/sのもの	85,000円 (93,500円)
	<u>ポート速度が4Mb/sのもの</u>	105,000円 (115,500円)
	ポート速度が5Mb/sのもの	125,000円 (137,500円)
	ポート速度が 6 Mb/sのもの	185,000円 (203,500円)
	ポート速度が7Mb/sのもの	210,000円 (231,000円)
	ポート速度が8Mb/sのもの	225,000円 (247,500円)
	ポート速度が9Mb/sのもの	240,000円 (264,000円)
	ポート速度が10Mb/sのもの	255,000円 (280,500円)
<u>100Mb/s</u>	ポート速度が10Mb/sのもの	305,000円 (335,500円)
	ポート速度が20Mb/sのもの	395,000円 (434,500円)
	ポート速度が30Mb/sのもの	457,000円 (502,700円)
	ポート速度が40Mb/sのもの	545,000円 (599,500円)
	ポート速度が50Mb/sのもの	640,000円 (704,000円)
	ポート速度が60Mb/sのもの	725,000円 (797,500円)
	ポート速度が70Mb/sのもの	765,000円 (841,500円)
	ポート速度が80Mb/sのもの	845,000円 (929,500円)
	ポート速度が90Mb/sのもの	925,000円 (1,017,500円)
	<u>ポート速度が100Mb/sのもの</u>	1,005,000円 (1,105,500円)
1000Mb/s	<u>ポート速度が100Mb/sのもの</u>	1,005,000円 (1,105,500円)
	ポート速度が200Mb/sのもの	1,355,000円 (1,490,500円)

第2 通信料金

1 VPN契約に係るもの

1-2 料金額

1-2-1 アクセスタイプ1に係るもの 定額通信料金(基本額)

(3) イーサネットアクセスのもの ア イ以外のもの

(ア) 登録タイプ1のもの (略)

(イ) 登録タイプ2のもの (略)

~2023年3月31日

2023年4月1日~

<u>ポート速度が300Mb/sのもの</u>	2,005,000円 (2,205,500円)
ポート速度が400Mb/sのもの	2,655,000円 (2,920,500円)
ポート速度が500Mb/sのもの	3, 305, 000円 (3, 635, 500円)
ポート速度が600Mb/sのもの	3, 955, 000円 (4, 350, 500円)
ポート速度が700Mb/sのもの	4,605,000円 (5,065,500円)
ポート速度が800Mb/sのもの	5, 255, 000円 (5, 780, 500円)
ポート速度が900Mb/sのもの	5, 905, 000円 (6, 495, 500円)
ポート速度が1000Mb/sのもの	6,505,000円 (7,155,500円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 回線制御装置使用料

1 適用

~ ~~						
区分	内容					
(2) 回線制御	当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとお					
装置の態様	り回線制御装置の態様による細目を定めます。					
による細目	ア VPNサービス (STMアクセスに係るもの又はイーサネッ					
に係る料金	トアクセスに係るものに限ります。)又は国際VPNサービス					
の適用	(STMアクセスに係るもの及びインターネットアクセスに					
	係るものに限ります。)に係るもの					
	(ア) 基本装置					
	区分工事費の適用					
	I 型 (略)					
	Ⅱ型 (略)	711				
	Ⅲ型(略)					
	Ⅳ型 (略)					
	▼型 (略)					
	備考					
	1 上記の規定によるほか、国際VPN契約者					
	(アクセスタイプ2 (別記6に定める電気通信					
	サービスに係るものに限ります。) に係る者に	サービスに係るものに限ります。)に係る者に				
	限ります。) は、I型からV型までのものにつ	,				
	いて利用することができます。					
	<u>2 Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型及びⅣ型はⅠPv6プロト</u>	<u>·</u>				
	<u>コルによる通信を行うことができません。</u>					
	(イ) (略)					
	イ (略)					
	ウ VPNサービス (STMアクセスに係るもの又はイ	ーサネッ				
	トアクセスに係るものに係るもの					
	(ア) 基本装置					
	区分 工事費の適用					

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 回線制御装	置使用料			
1 適用				
区 分	内 容			
(2) 回線制御	当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとお			
装置の態様	り回線制御装置の態様に	よる細目を定めます。		
による細目	ア VPNサービス(S	TMアクセスに係るもの又はイーサネッ		
に係る料金	トアクセスに係るもの	に限ります。) 又は国際VPNサービス		
の適用	(STMアクセスに係	るもの及びインターネットアクセスに		
	係るものに限ります。)に係るもの		
	(ア) 基本装置			
	区分	工事費の適用		
	I 型	(略)		
	Ⅱ型	(略)		
	Ⅲ型	(略)		
	Ⅳ型 (略)			
	Ⅴ型 (略)			
	備考 上記の規定によるほか、国際VPN契約者 (アクセスタイプ2 (別記6に定める電気通信 サービスに係るものに限ります。) に係る者に 限ります。) は、I型からV型までのものにつ			
	いて利用することができます。			
	1 (() (70)			
	(イ) (略)			
	イ (略) ウ VPNサービス (STMアクセスに係るもの又はイーサネッ			

トアクセスに係るものに限ります。)に係るもの

工事費の適用

(ア) 基本装置区 分

